

# 認可地縁団体設立の手引き

福島市政策調整部地域共創課(R8.1作成)

住所 福島市五老内町3番1号

電話 024-525-3731(直通)

# 1 認可地縁団体制度について

## ◆認可地縁団体とは？

市区町村長の認可を受けて法人格を取得した町内会などの地縁による団体のことです。認可地縁団体になることによって、団体名義で土地や建物を登記できるようになります。また、令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的に加わり、不動産を所有しない地縁による団体でも申請が可能となりました。

認可地縁団体になるメリットは以下のとおりです。

- ・継続した活動基盤の確立
- ・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- ・法律上の責任の所在の明確化
- ・個人財産と法人財産との混同防止

申請できる団体	申請できない団体
当該区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体 (具体例) ・町内会 ・区 ・自治会	活動目的が限定的に特定されている団体 (具体例) ・スポーツや趣味の同好会 ・伝統芸能保存会 ・環境保全団体 等
	「年齢」「性別」などの加入条件が必要な団体 (具体例) ・高齢者クラブ ・青年会 ・女性会 等

※認可地縁団体になった場合でも、住民の皆さまの自発的な意思に基づく運用形態は従前の町内会等と同様で大きな変更点はありません。市は認可地縁団体に対して指導や命令、仲裁、監督等の権限を有しておりませんので、住民相互の責任において、自主・自立した活動が必要となります。

## ◆認可の要件

認可を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

要件	
目的	良好な地域社会の維持及び形成に資する <u>地域的な共同活動</u> (住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など)を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ※ <u>地域的な共同活動</u> については、総会資料で確認します。
区域	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の状況によらなければなりません。
構成員	地縁による団体の区域に住所を有する <u>すべての個人</u> は、その構成員になることができるものとし、その <u>相当数の者</u> が現に構成員となっていること。 ※「すべての個人」とは、年齢・性別等を問わず、その区域に住所を有する個人すべてを指します。 ※「相当数の者」とは、区域住民の過半数とします。
規約	以下の8つの事項が定められている規約の整備をすること。 ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

## 2 認可申請に必要な書類

(※の書類は福島市のHPからダウンロードすることができますのでご利用ください。)

### ◆認可申請のとき

- (1)認可申請書(申請様式 第十八条関係) ※
- (2)規約
- (3)総会議事録の写し  
地縁団体の認可申請について議決した総会の議事録で、議長1名及び議事録署名人2名(計3名)の署名押印があるもの(氏名が手書きでない場合のみ押印要)
- (4)構成員名簿  
住所ごとに構成員の氏名をすべて記載したもの
- (5)保有資産目録又は保有予定資産目録
- (6)総会資料の写し  
事業報告、決算報告、事業計画、収支予算等を記載したもの
- (7)承諾書  
町内会の代表者(会長)が、認可地縁団体申請の代表になる旨を承諾したことを証するもの(氏名が手書きでない場合のみ押印要)

### ◆代表者等の変更により告示事項に変更があったとき

- (1)告示事項変更届出書(申請様式 第二十条関係) ※
- (2)総会議事録の写し  
変更事項について議決した総会の議事録で、議長1名及び議事録署名人2名(計3名)の署名押印があるもの(氏名が手書きでない場合のみ押印要)
- (3)総会資料の写し  
事業報告、決算報告、事業計画、収支予算等を記載したもの
- (4)承諾書(代表者の変更の場合)  
町会等の代表者(会長)が、認可地縁団体の代表になる旨を承諾したことを証するもの(氏名が手書きでない場合のみ押印要)

### ◆規約を変更するとき

- (1)規約変更認可申請書(申請様式 第二十二条関係) ※
- (2)新しい規約
- (3)規約変更の内容及び理由を記載した書類
- (4)総会議事録の写し  
変更事項について議決した総会の議事録で、議長1名及び議事録署名人2名(計3名)の署名押印があるもの(氏名が手書きでない場合のみ押印要)
- (5)総会資料の写し  
事業報告、決算報告、事業計画、収支決算等を記載したもの

### 3 認可までの流れ

流れ	留意事項
<pre> graph TD     A[地縁的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得する必要性] --&gt; B[規約の整備、構成員名簿の作成等の事前準備]     B --&gt; C[認可申請について総会における議決]     C --&gt; D[地縁団体代表者による認可申請]     D --&gt; E[審査]     E --&gt; F[認可]           </pre> <p>地縁的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得する必要性</p> <p>規約の整備、構成員名簿の作成等の事前準備</p> <p>認可申請について総会における議決</p> <p>地縁団体代表者による認可申請</p> <p>審査</p> <p>認可</p>	<p>規約は、認可地縁団体の制度を規定している地方自治法に則した規約を整備する必要があります。構成員名簿は当該区域住民の過半数以上の者が記載されている名簿でなければなりません。また、名簿には世帯主だけではなく当該区域に住所を有していれば、子供からお年寄りまですべての個人の住所・氏名を記入することができます。</p> <p>※構成員名簿に関する注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員は構成員名簿に記載されている方であり、従前の団体に所属している方であっても改めて加入の同意をいただく必要があります。</li> <li>・認可申請後に構成員の入退会があった際は名簿を更新する必要があります。</li> </ul> <p>当該団体の規約に基づき招集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会や評議会等での議決は認められません）。</p> <p>申請書、添付書類を審査します。</p> <p>認可後、代表者あてに認可通知を送付し、市長名で告示します。（市長が行う告示をもって認可地縁団体としての法人登記に代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません）。</p>

## 4 認可後の流れ

流れ	留意事項
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 20px;">           告示事項変更届・ 規約変更認可申請の提出         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 20px;">           証明書の請求         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">           不動産登記(法務局)・ 契約締結 等         </div>	<p>認可後、告示事項に変更があった場合は、告示事項変更届出、規約に変更があった場合は、規約変更認可申請が必要になります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【告示事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称</li> <li>2 規約に定める目的</li> <li>3 区域</li> <li>4 事務所</li> <li>5 代表者の氏名及び住所</li> <li>6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無</li> <li>7 裁判所による職務代行者選任の有無</li> <li>8 代理人の有無</li> <li>9 規約に定めた解散の事由</li> <li>10 認可年月日</li> </ol> <p>役員改選等によって代表者が変更となった場合は、必ず告示事項変更届出の提出が必要です。 この届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗することはできません。</p> <p>認可後に市で作成する地縁団体台帳の写しが、「告示事項に関する証明書」となります。 必要なときに交付の請求をしてください。</p>

## 5 各種証明書について

いずれの手続きも地域共創課で行っております。発行に時間を要しますので、事前に地域共創課(TEL525-3731)まで連絡をいただくとお待たせする時間が短縮できます。

### ◆告示事項に関する証明書

「告示事項に関する証明書」とは、認可後に市が作成する地縁団体台帳の写しになります。これは、町内会が不動産の登記権利者(※)となる場合等に、法務局へ提出する書類となり、どなたでも請求できます。

#### ※登記権利者になるとき

- ・個人名義で登記してある不動産を、法人格取得後に町内会名義に移転登記する場合
- ・法人格取得後に町内会であらたに取得した土地、あるいは新築した集会所を町内会名義で保存登記する場合等

### ◆認可地縁団体印鑑登録証明書

「認可地縁団体印鑑登録証明書」は、町内会が登記義務者(※)になるときに必要になります。まず、証明書の交付の前に認可地縁団体の印鑑を登録してください。

#### ※登記義務者になるとき

- ・町内会名義の不動産を、売却する場合等

#### (1) 認可地縁団体印鑑登録申請について

登録申請は、代表者本人が行ってください。

申請に必要なもの

- ①登録する印鑑(〇〇町内会長印)
- ②代表者本人の実印
- ③代表者本人の印鑑登録証明書

#### (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付について

証明書の交付申請も代表者本人が行ってください。

申請に必要なもの

- ①登録している印鑑(〇〇町内会長印)
- ②代表者本人の実印または認印
- ③持参する印鑑が認印の場合は、顔写真入りの本人を証明するもの(運転免許証、パスポート等の官公署発行身分証明書)

## 6 税金に関すること(参考)

認可地縁団体の認可を受けた後は、税金に関する手続きが必要となります。下記の各関係機関に届け出てください。減免申請が可能な場合もありますので、詳細については、各関係機関にお問い合わせください。

### <認可地縁団体にかかる税の一覧表>

関係機関 問い合わせ先		税金
福島市役所	市民税課 TEL525-3791 〒960-8601 福島市五老内3-1	法人市民税
	資産税課 TEL525-3716 または 525-3752 〒960-8601 福島市五老内3-1	固定資産税
福島県	県北地方振興局県税部課税第一課 TEL521-2692 〒960-8043 福島市杉妻町 2-16(福島県庁北庁舎4階)	法人県民税
		法人事業税
	県北地方振興局県税部課税第一課 TEL521-2694 〒960-8043 福島市杉妻町 2-16(福島県庁北庁舎4階)	不動産取得税
国	福島地方法務局 TEL534-1111 〒960-8021 福島市霞町 1-46(福島合同庁舎)	登録免許税
	福島税務署 TEL534-3121 〒960-8620 福島市森合町 16-6	法人税
		その他の国税(所得税、贈与税など)